

令和4年6月1日から

児童手当の制度が変わります

1. 令和4年度から現況届の提出は不要です。

⇒条件に該当する一部※の方を除き、
毎年6月中に提出していた現況届が不要になります。

2. 所得額によって、支給されない場合があります。

⇒「所得上限額」が設けられ、特例給付の支給がされない方が発生し、
受給資格が消滅する場合があります。

※現況届の提出が必要な一部の方については、下記詳細をご確認ください。
※市町村によっては、今までどおり現況届の提出を求める場合があります。



現況届の省略について

(1) 石井町では、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認できる場合、
現況届の提出を不要とします。

※ただし、次の①から⑤に該当する方は引き続き現況届の提出が必要です。

該当する方には提出に関する通知をお送りしますので、ご確認・ご提出をお願いします。

- ①支給要件児童と別居している方
- ②離婚協議中による認定を受け配偶者と別居されている方
- ③法人である未成年後見人、施設(里親の方も含む)等の受給者の方
- ④配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が石井町と異なる方
- ⑤支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ⑥その他、石井町から提出の案内があった方

(2) 以下の変更事項があった方は、市町村に届出が必要です。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
- ②**受給者や配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき**(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者が**婚姻した・離婚したとき**
- ④3歳未満の児童を養育する受給者の**加入する年金が変わったとき**
- ⑤離婚協議中の受給者が**離婚をしたとき**
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

※届出が必要かどうか迷う場合には、石井町子育て支援課にご相談ください。



次のページに続きます。
必ずご確認ください！

所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月振込分(6月から9月分の手当)から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

☑ 手当区分が変わる方、支給されなくなる方には通知をお送りします。

※※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、**ご注意ください。**



- 所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満
- 所得が①以上②(所得上限限度額)未満
- ★ 所得が②以上
- … 児童手当
- … 特例給付 (児童1人当たり月額一律5,000円)
- … 支給なし (受給事由が消滅します)

手当区分	児童手当		特例給付		支給なし
	①所得制限限度額		②所得上限限度額		
扶養親族等の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	
0人	622	833.3	858	1071	※受給者(父母のうち生計を維持する程度の高い方)が扶養親族数ごとに定められた②所得上限限度額以上の所得がある場合支給されません。
1人	660	875.6	896	1124	
2人	698	917.8	934	1162	
3人	736	960	972	1200	
4人	774	1002	1010	1238	
5人	812	1040	1048	1276	

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

公務員の方へ！！

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合



※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせは

石井町役場 子育て支援課
電話:088(674)1623